

覚 書

舞鶴市（以下「甲」という）と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構近畿職業能力開発大学校附属京都職業能力開発短期大学校（以下「乙」という）は、舞鶴市職業能力育成訓練資金貸与要綱に基づく推薦基準等について、次のとおり覚書を締結する。

- 舞鶴市職業能力育成訓練資金貸与要綱に基づき、乙が甲に推薦するにあたっての基準については、次のとおりとする。
 - 学習意欲に富み、貸与対象となる年度の前期における学業成績の評定平均が5段階評価で3.5以上の者。
1年生にあつては前期における学業成績、2年生にあつては1年次の後期における学業成績を基準とする。
 - 卒業後、舞鶴市内の事業所への就職を希望している者。
 - 在学中、研究活動やボランティア活動等、甲が実施する事業に積極的に参加する意思のある者。
- 貸与者の卒業後の居所および進路先調査について、乙は甲に協力すること。
- 推薦する人数については、毎年度、甲と乙が協議して決定する事とする。

平成26年7月30日

甲 舞鶴市長

多々見良三



乙 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
近畿職業能力開発大学校附属
京都職業能力開発短期大学校
契約担当役 校長

白川幸太郎

